【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月６日
【中間会計期間】	第104期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	佐藤商事株式会社
【英訳名】	SATO SHO-JI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　野澤　哲夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
【電話番号】	03（5218）5312（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　桶田　昭仁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
【電話番号】	03（5218）5312（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　桶田　昭仁
【縦覧に供する場所】	佐藤商事株式会社　埼玉支店 （埼玉県熊谷市冑山九丁目１番地） 佐藤商事株式会社　神奈川支店 （神奈川県藤沢市湘南台二丁目13番４号） 佐藤商事株式会社　名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号） 佐藤商事株式会社　大阪支店 （大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第103期 中間連結会計期間	第104期 中間連結会計期間	第103期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	142,373	163,543	292,191
経常利益	（百万円）	3,520	5,582	8,162
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	2,930	3,952	6,568
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	4,322	4,394	10,865
純資産額	（百万円）	71,939	80,470	76,945
総資産額	（百万円）	171,799	185,409	181,208
１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	139.38	190.74	314.18
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	137.48	188.31	310.19
自己資本比率	（%）	41.7	43.2	42.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,888	6,912	1,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,243	△430	△1,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,733	△7,143	1,774
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	4,848	5,307	5,977

（注）当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当中間連結会計期間における我が国経済は、中東情勢における緊張の高まりに起因する様々なコストの上昇や生産資材に係る調達サイクルの鈍化など、サプライチェーン全体への深刻な影響がリスクとして顕在化し、先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況下におきまして、当社グループは、第四次中期経営計画で掲げた経営目標の進捗状況を管理しながら各重点課題に取り組んでおり、当中間連結会計期間の連結業績は、売上高は1,635億4千3百万円（前年同期比14.9%増）、営業利益は53億4百万円（前年同期比64.3%増）、経常利益は55億8千2百万円（前年同期比58.6%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は39億5千2百万円（前年同期比34.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間より、第四次中期経営計画において掲げる事業ポートフォリオの見直し及びグループ最適化の推進に伴い、成長性の高い海外拠点での事業を明確化することを目的として、「海外グループ事業」を新設いたしました。従来は海外拠点の経営成績について取り扱う商品ごとに「鉄鋼事業」、「非鉄金属事業」、「電子事業」、「ライフ営業事業」、「機械・工具事業」、「営業開発事業」に区分しておりましたが、当中間連結会計期間より「海外グループ事業」として表示しております。また、国内各拠点についても海外拠点同様、従来の区分から各事業拠点が所属する事業セグメントごとの区分に変更しております。これらの変更により、報告セグメントは従来の６区分から７区分に変更しております。

なお、前年同期比較につきましては、変更後の報告セグメント区分に基づいております。

① 鉄鋼事業

鉄鋼事業においては、主要取引業界である商用車業界や建産機業界向けの販売が堅調に推移したこと等により、売上高は912億5千3百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益は18億7千4百万円（前年同期比31.4%増）となりました。

② 非鉄金属事業

非鉄金属事業においては、主要取引業界である商用車業界向けの販売が堅調に推移したこと等に加え、地金相場の上昇による価格影響等により、売上高は185億4千9百万円（前年同期比52.9%増）、営業利益は2億2千万円（前年同期比99.1%増）となりました。

③ 電子事業

電子事業においては、主力のプリント配線基板用積層板の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は100億1千7百万円（前年同期比33.5%増）、営業利益は6億1千万円（前年同期比20.5%増）となりました。

④ ライフ営業事業

ライフ営業事業においては、自社商品の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は62億4千2百万円（前年同期比19.4%増）、営業利益は4億円（前年同期比51.6%増）となりました。

⑤ 機械・工具事業

機械・工具事業においては、国内の拠点網を活用しながら、取引先への販売活動を積極的に推進したこと等により、売上高は33億7千4百万円（前年同期比66.2%増）、営業利益は3千1百万円（前年同期は営業損失4千3百万円）となりました。

⑥ 営業開発事業

営業開発事業においては、主力の商材及び工事案件を適宜受注したこと等により、売上高は20億4千5百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は9千万円（前年同期比23.4%増）となりました。

⑦ 海外グループ事業

海外グループ事業においては、電子関連でAIサーバー向けの高機能材の販売が好調に推移したほか、半導体、液晶およびHDD向け部材の販売も大幅に増加いたしました。また、鉄鋼・非鉄金属関連においても商用車業界向けの販売が堅調に推移したこと等により、売上高は320億6千万円（前年同期比44.2%増）、営業利益は20億5千2百万円（前年同期比124.9%増）となりました。

財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べて42億1百万円増加し、1,854億9百万円となりました。その主な要因は、電子記録債権の増加等により流動資産が40億2千4百万円増加したことであります。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債につきましては、前連結会計年度末に比べて6億7千6百万円増加し、1,049億3千9百万円となりました。その主な要因は、買掛金の増加等により流動負債が13億1千6百万円増加したことであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて35億2千4百万円増加し、804億7千万円となりました。その主な要因は、利益剰余金が30億4千万円増加したこと、その他有価証券評価差額金が5億3千7百万円増加したことであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、6億7千万円減少し、53億7百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益が54億9千7百万円となりましたが、売上債権の増加額35億6千1百万円、仕入債務の増加額58億1千6百万円、棚卸資産の増加額3億5千4百万円、減価償却費6億7千1百万円、法人税等の支払額12億1千5百万円等により、69億1千2百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出2億8千3百万円等により、4億3千万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の純減額45億2千4百万円、長期借入金の返済による支出17億3千9百万円、配当金の支払額9億8百万円等により、71億4千3百万円の支出となりました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	87,000,000
計	87,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在発行数（株） （2026年11月６日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,799,050	21,799,050	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	21,799,050	21,799,050	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年６月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役　　５ 執行役員　　13
新株予約権の数（個）※	176（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　17,600（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	１株当たり１円
新株予約権の行使期間 ※	自　2026年７月22日　至　2056年７月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　2,433 資本組入額　　1,217
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※新株予約権証券の発行時(2026年７月21日)における内容を記載しております。

（注）１.新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

２.新株予約権を割り当てる日（2026年６月24日に開示のとおり、2026年７月21日と定める。以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

３.（１）新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

（２）上記（１）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、（注）４に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

（３）その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

４.当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１及び（注）２に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（３）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	21,799	－	1,321	－	789

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	1,701	8.2
三神興業株式会社	東京都中央区八丁堀一丁目13番10号	1,590	7.7
いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	1,451	7.0
佐藤商事取引先持株会	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	624	3.0
ＮＯＫ株式会社	東京都港区芝大門一丁目12番15号	619	3.0
日本シイエムケイ株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	612	3.0
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	554	2.7
三原不動産株式会社	東京都中央区銀座四丁目8番4号	530	2.6
マーシャン持株会	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	518	2.5
山陽特殊製鋼株式会社	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地	499	2.4
計	－	8,700	42.0

（注）１.上記日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式数は、すべて信託業務にかかる株式数であります。
２.マーシャン持株会は自社社員を会員とした社員持株会であります。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,071,000	―	単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,691,300	206,913	同上
単元未満株式	普通株式 36,750	―	―
発行済株式総数	21,799,050	―	―
総株主の議決権	―	206,913	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。
自己保有株式 77株

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式）佐藤商事株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号	1,071,000	―	1,071,000	4.91
計	―	1,071,000	―	1,071,000	4.91

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,977	5,307
受取手形	1,186	160
電子記録債権	26,723	29,812
売掛金	59,703	61,422
商品及び製品	30,178	30,546
その他	5,688	6,122
貸倒引当金	△287	△176
流動資産合計	129,171	133,195
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,591	8,514
土地	14,374	14,368
その他（純額）	2,315	2,004
有形固定資産合計	25,281	24,887
無形固定資産	191	215
投資その他の資産		
投資有価証券	22,849	23,673
繰延税金資産	101	84
退職給付に係る資産	1,508	1,486
その他	2,176	1,929
貸倒引当金	△71	△63
投資その他の資産合計	26,564	27,111
固定資産合計	52,037	52,214
資産合計	181,208	185,409

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,367	55,033
電子記録債務	5,440	5,663
短期借入金	35,194	30,120
未払法人税等	1,350	1,558
契約負債	1,257	1,502
賞与引当金	1,961	1,902
その他	2,514	2,623
流動負債合計	97,086	98,403
固定負債		
長期借入金	1,306	306
繰延税金負債	5,282	5,598
退職給付に係る負債	245	245
役員退職慰労引当金	19	21
その他	321	363
固定負債合計	7,176	6,535
負債合計	104,262	104,939
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,321	1,321
資本剰余金	695	683
利益剰余金	61,263	64,303
自己株式	△1,650	△1,622
株主資本合計	61,629	64,686
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,029	12,567
繰延ヘッジ損益	5	△1
為替換算調整勘定	2,978	2,888
その他の包括利益累計額合計	15,013	15,455
新株予約権	282	307
非支配株主持分	20	21
純資産合計	76,945	80,470
負債純資産合計	181,208	185,409

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	142,373	163,543
売上原価	131,049	149,417
売上総利益	11,324	14,125
販売費及び一般管理費	※ 8,095	※ 8,821
営業利益	3,229	5,304
営業外収益		
受取利息	22	11
受取配当金	361	384
受取賃貸料	49	120
仕入割引	23	30
持分法による投資利益	23	61
その他	35	51
営業外収益合計	516	660
営業外費用		
支払利息	162	292
売上債権売却損	1	0
賃貸費用	34	30
為替差損	4	37
その他	22	21
営業外費用合計	224	382
経常利益	3,520	5,582
特別利益		
固定資産売却益	2	0
投資有価証券売却益	517	9
補助金収入	50	―
特別利益合計	570	9
特別損失		
固定資産除売却損	3	94
投資有価証券売却損	3	―
特別損失合計	7	94
税金等調整前中間純利益	4,083	5,497
法人税、住民税及び事業税	1,123	1,439
法人税等調整額	27	105
法人税等合計	1,151	1,545
中間純利益	2,931	3,952
非支配株主に帰属する中間純利益	0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	2,930	3,952

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	2,931	3,952
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,306	537
繰延ヘッジ損益	8	△6
為替換算調整勘定	61	△76
持分法適用会社に対する持分相当額	14	△13
その他の包括利益合計	1,390	441
中間包括利益	4,322	4,394
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	4,321	4,393
非支配株主に係る中間包括利益	1	0

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,083	5,497
減価償却費	647	671
貸倒引当金の増減額（△は減少）	8	△120
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△42	1
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	20	22
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	12	1
受取利息及び受取配当金	△383	△396
支払利息	162	292
持分法による投資損益（△は益）	△23	△61
補助金収入	△50	－
投資有価証券売却損益（△は益）	△514	△9
固定資産除売却損益（△は益）	1	94
売上債権の増減額（△は増加）	2,458	△3,561
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,125	△354
仕入債務の増減額（△は減少）	△885	5,816
その他	655	135
小計	5,026	8,031
利息及び配当金の受取額	384	395
利息の支払額	△162	△300
補助金の受取額	10	－
法人税等の支払額	△1,369	△1,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,888	6,912
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,056	△283
有形固定資産の除却による支出	－	△75
有形固定資産の売却による収入	2	0
無形固定資産の取得による支出	△48	△84
無形固定資産の売却による収入	0	－
投資有価証券の取得による支出	△12	△14
投資有価証券の売却による収入	814	17
貸付けによる支出	△42	△45
貸付金の回収による収入	87	47
その他	11	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,243	△430
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	2,293	△4,524
長期借入金の返済による支出	△3,226	△1,739
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△881	△908
その他	80	29
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,733	△7,143
現金及び現金同等物に係る換算差額	25	△8
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	936	△670
現金及び現金同等物の期首残高	3,912	5,977
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,848	※ 5,307

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

１　保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入及びリース会社からのリース債務に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
SATO-SHOJI INDIA PRIVATE LIMITED(借入)	－百万円 (－百万インドルピー)	54百万円 (33百万インドルピー)
YUASA SATO(Thailand)Co.,Ltd.(リース債務)	27百万円 (５百万バーツ)	19百万円 (４百万バーツ)
計	27百万円	73百万円

（注）外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給与手当	1,903百万円	2,091百万円
賞与引当金繰入額	1,382	1,576
退職給付費用	125	121
貸倒引当金繰入額	4	△123

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	4,848百万円	5,307百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	4,848	5,307

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月19日 定時株主総会	普通株式	881	42.0	2025年３月31日	2025年６月20日	利益剰余金

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月６日 取締役会	普通株式	800	38.0	2025年９月30日	2025年12月２日	利益剰余金

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月24日 定時株主総会	普通株式	911	44	2026年３月31日	2026年６月25日	利益剰余金

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月５日 取締役会	普通株式	1,036	50.0	2026年９月30日	2026年12月２日	利益剰余金

（セグメント情報等）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント								調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	鉄鋼事業	非鉄金属事業	電子事業	ライフ営業事業	機械・工具事業	営業開発事業	海外グループ事業	計		
売上高										
外部顧客への売上高	91,257	12,132	7,502	5,228	2,030	1,988	22,235	142,373	―	142,373
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,795	815	4,174	17	4	21	178	8,006	△8,006	―
計	94,052	12,947	11,676	5,245	2,034	2,009	22,413	150,380	△8,006	142,373
セグメント利益又は損失（△）	1,426	110	506	264	△43	73	912	3,250	△21	3,229

（注）１.セグメント利益又は損失（△）の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

２.セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント								調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	鉄鋼事業	非鉄金属事業	電子事業	ライフ営業事業	機械・工具事業	営業開発事業	海外グループ事業	計		
売上高										
外部顧客への売上高	91,253	18,549	10,017	6,242	3,374	2,045	32,060	163,543	―	163,543
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,204	727	3,789	7	12	18	354	8,115	△8,115	―
計	94,457	19,277	13,807	6,249	3,387	2,063	32,414	171,658	△8,115	163,543
セグメント利益	1,874	220	610	400	31	90	2,052	5,280	23	5,304

（注）１.セグメント利益の調整額23百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

２.セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、第四次中期経営計画において掲げる事業ポートフォリオの見直し及びグループ最適化の推進に伴い、成長性の高い海外拠点での事業を明確化することを目的として、「海外グループ事業」を新設いたしました。従来は海外拠点の経営成績について取り扱う商品ごとに「鉄鋼事業」、「非鉄金属事業」、「電子事業」、「ライフ営業事業」、「機械・工具事業」、「営業開発事業」に区分しておりましたが、当中間連結会計期間より「海外グループ事業」として表示しております。また、国内各拠点についても海外拠点同様、従来の区分から各事業拠点が所属する事業セグメントごとの区分に変更しております。これらの変更により、報告セグメントは従来の６区分から７区分に変更しております。

なお、前年同期比較につきましては、変更後の報告セグメント区分に基づいております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	鉄鋼事業	非鉄金属事業	電子事業	ライフ営業事業	機械・工具事業	営業開発事業	海外グループ事業	計	調整額	合計
日本	86,808	10,572	6,099	4,190	1,820	1,988	-	111,480	―	111,480
アジア	4,448	1,559	1,402	1,037	209	―	22,235	30,893	―	30,893
顧客との契約から生じる収益	91,257	12,132	7,502	5,228	2,030	1,988	22,235	142,373	―	142,373
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,795	815	4,174	17	4	21	178	8,006	△8,006	―
計	94,052	12,947	11,676	5,245	2,034	2,009	22,413	150,380	△8,006	142,373

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	鉄鋼事業	非鉄金属事業	電子事業	ライフ営業事業	機械・工具事業	営業開発事業	海外グループ事業	計	調整額	合計
日本	86,808	16,686	8,723	4,401	3,358	2,045	―	122,023	―	122,023
アジア	4,445	1,863	1,293	1,840	16	―	32,060	41,519	―	41,519
顧客との契約から生じる収益	91,253	18,549	10,017	6,242	3,374	2,045	32,060	163,543	―	163,543
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,204	727	3,789	7	12	18	354	8,115	△8,115	―
計	94,457	19,277	13,807	6,249	3,387	2,063	32,414	171,658	△8,115	163,543

２．報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「注記事項　(セグメント情報等）セグメント情報 Ⅱ 当中間連結会計期間 ２.報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりです。

なお、前年同期比較につきましては、変更後のセグメント区分に基づいております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益金額	139円38銭	190円74銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	2,930	3,952
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	2,930	3,952
普通株式の期中平均株式数（千株）	21,028	20,719
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	137円48銭	188円31銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	291	267
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2026年11月５日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……1,036百万円

(ロ) １株当たりの金額……50円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日……2026年12月２日

(注)　2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月６日

佐藤商事株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永井 勝

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水戸 章登

監査人の結論
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤商事株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤商事株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。